

hitoyoshigram

ヒトヨシグラム

Instagram で #oh_hitoyoshi を付けて投稿された写真を紹介します。



#成人式 #家族写真

@norisince201602 さん

人吉市公式 Instagram @hitoyoshi_city をフォローし、#oh_hitoyoshi を付けてお気に入りの人吉を投稿しよう！

すてきな人吉のひとコマを世界に広めていきましょう。

人吉市公式 Instagram @hitoyoshi_city



市長日記

Vol.102



今年の出初式は、金子代議士、松村参議をはじめ多くのご来賓にご参加いただき、5年ぶりにふるさと歴史の広場で開催することができました。ただ、人吉城跡の石垣を改修しているため放水競技を行うことはかなわず、規律の部のみ実施しました。それぞれの部は訓練を重ね、当日は素晴らしい規律を披露していただきました。一方で、消防団員は年々減少しています。当日参加できない団員もいて、出初式では10人を下回る

団員数の部も少なくありませんでした。これまで、消防団の部の編成については、団員や町内会、後援会などと協議を重ねてきたところですが、大きな再編を望む声は少なく、ほぼ現状通りの体制で活動を行なっていくことになっています。しかし、火災に対しては初期消火が最も重要です。初めの一歩を

なるだけ速く、そして強く踏み出せる仕組みを作らなければならな

いと強く感じた年初めでした。

部屋分け足し算（中級編）

数字の合計が「10」になるように、タテかヨコの一直線か、ひと曲がりて数字をつなげながら8つの部屋に分けましょう。

6	2	3	2	7
4	2	5	1	1
1	1	1	9	1
1	4	2	8	3
6	3	1	3	3

答えは31分！

答えが一つしかないと
ころ（薄緑色のマス）
をヒントにしながら探
してみましょう。



川畑智さん。熊本県を拠点に、病院・施設で認知症予防や認知症ケアの実践に取り組むとともに、全国各地での講演活動にも力を注ぎ、介護予防の普及啓発活動や研究活動を行っている

No.45

問 市商工観光課（☎22-2111 内線2132）

ひとよしのお仕事



人吉市にはたくさんの事業所があり、生き生きと働く人たちが町を活気づけています。このコーナーでは、市内で働く若者を紹介します。掲載希望事業所を募集しています。ぜひお問い合わせください。

作業療法士として14年間勤務しています。利用者さまができないことを作業活動を通じて訓練・指導し、日常生活をスムーズに送ることができるようにする仕事です。高校生のときに人の世話をする仕事に興味を持ち、専門学校に進学。地元で働きたい気持ちがあったため、実習でお世話になった当施設に就職しました。大変な仕事ですが、リハビリを受けた人の体や心が元気になったときや「あなたが担当でよかった」という言葉を掛けていただいたときなどやりがいを感じることが多い仕事です。これからも中堅職員として後輩の手本になれるよう頑張ります。

介護老人保健施設リバーサイド御薬園



所在地：七地町 495 番地
設立：平成4年3月3日
代表：山田和彦
職員数：89人
事業内容：入所、ショートステイ、通所リハビリテーション
☎22-6811



よしはら たかひこ
吉原 敬彦 (37) 東間下町

はい、こちら消費生活センターです

Consumption life center

定期購入トラブルにご注意！



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

事例

インターネット通販でよく見かける「健康に良い」「ダイエット効果あり」「有名俳優も使用」とうたう健康食品や化粧品の広告。それらの中には、「初回無料」「初回限定〇〇%オフ」「お試し価格」などと表示されているものが多くあります。

そうした広告に釣られて、「お試し」「1回だけ」のつもりで申し込んだら、実際には複数回の商品購入が条件となる定期購入契約だった、という相談が多く寄せられています。

広告には「いつでも解約できます」と書いてあるのに、いざ解約しようすると、「電話が繋がらない」「実際には解約に細かい条件があった」「追加支払いを求められた」といったトラブルも発生しています。

アドバイス

- 申し込み前に「最終確認画面」を最後まで確認する。
- 「割引クーポン」などを使うときにも再度確認する。
- 最終確認画面はスクリーンショットで保存する。
- 「請求に納得できない」「連絡が取れない」などのトラブルが発生した場合には、市消費生活センターにご相談ください。

申し込む前の確認ポイント

- 定期購入が条件になっていないか
- 継続期間や購入回数
- 解約するときの連絡手段
- 返品特約や解約条件
- お届け予定日や利用規約の内容



トラブルになったとき、困ったときにはご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(局番なし)

市消費生活センター（☎22-2111 内線1060）